

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」

## 第 6 回 湿原利用小委員会

資 料

平成 14 年 8 月 20 日

湿原利用小委員会事務局

# 釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会

## - 第6回「湿原利用小委員会」 -

日時：平成14年8月20日（火）11:20～13:15(現地)

14:00～16:00(会議)

現地視察(湿原利用状況視察)

11:20～13:15

場所：塘路湖～達古武沼木道～釧路川細岡力ヌーポート

第6回「湿原利用小委員会」

14:00～16:00

場所：塘路湖エコミュージアムセンター

## 議 事 次 第

1．開 会

2．挨 拶

3．議 事

- 1) 第5回「湿原利用小委員会」の議事概要
- 2) 「湿原利用小委員会」の開催経緯と今後の方針について
- 3) 湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針
- 4) 釣り利用実態調査について
- 5) 釧路湿原利用に関する施策の展開状況(報告)

4．討議

5．今後の予定

6．その他

7．閉 会

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会  
湿原利用小委員会 名簿

湿原利用小委員会委員

(敬称略)

氏 名	所 属 、 職 名
岩 淵 鉄 男	釧路カヌー連絡協議会 会長
串 崎 英 子	国際ソロプチミストアメリカ 会員
熊 谷 守 晃	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 次長
佐 藤 吉 人	NPO 法人 釧路湿原やちの会 事務局長、鶴居村観光協会 理事
杉 沢 拓 男	NPO 法人 トラストサルン釧路 事務局長
高 山 末 吉	釧路自然保護協会 会長
橘 利 器	トラウトフォーラム 会員
夏 堀 勝 治	釧路観光連盟 専務理事
西 川 栄 明	アウトドアライター
百 瀬 邦 和	財団法人 山階鳥類研究所 研究員
渡 辺 綱 男	環境省 自然環境局 東北海道地区自然保護事務所 所長
渡 部 清 紀	釧路ネイチャーゲームの会 代表

オブザーバー

所 属	職 名	氏 名
釧路支庁 地域政策部 環境生活課	課 長	近 藤 隆
釧路市 環境部 環境政策課	課 長	名 塚 昭
釧路町 産業経済課	課 長	佐々木 博
標茶町 企画振興室	室 長	小野寺 惇 二
弟子屈町 企画振興課	課 長	本 間 英 明
鶴居村 振興観光課	課長補佐	土 居 孝 之

## 第 6 回「湿原利用小委員会」資料

### 目 次

1. 第 5 回「湿原利用小委員会」の議事概要	1-1
2. 「湿原利用小委員会」の開催経緯と今後の方針について	2-1
2 - 1 利用小委員会の開催経緯	2-1
2 - 2 今後の方針	2-2
2 - 3 平成 14 年度以降の利用小委員会の検討事項	2-3
3. 湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針	3-1
4. 釣り利用実態調査について	4-1
4 - 1 釣り利用に関する問題点の整理	4-1
4 - 2 釣り利用実態調査方針(案)	4-2
5. 釧路湿原利用に関する施策の展開状況(報告)	5-1

#### 参考資料

参考 - 1 釧路湿原の河川環境保全に関する取り組みについて (検討委員会の提言を受けて)	参考 1-1
参考 - 2 湿原利用小委員会の目的、設立趣旨	参考 2-1
参考 - 3 第 1 回から第 5 回小委員会の議事概要及び対応方針等一覧	参考 3-1
参考 - 4 釧路川及び釧路湿原を利用している団体・事業者一覧	参考 4-1
参考 - 5 釧路湿原利用に関する施策の展開状況 参考資料	参考 5-1
・「ネイチャーツアー体験ラリー in くしろ」(北海道釧路支庁)	参考 5-1
・新しい修学旅行のための手引き(釧路市)	参考 5-5
・平成 14 年度 釧路湿原国立公園 自然ふれあい行事計画表(環境省)	参考 5-28
参考 - 6 ルール・マナーに関する資料	参考 6-1
・北海道フィッシングルール 2002	参考 6-1
・阿寒川ノーキルエリア	参考 6-16
・琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	参考 6-18
・阿寒川、舌辛川のアウトドアスポーツを規制するガイドライン	参考 6-31

## 1. 第5回「湿原利用小委員会」の議事概要

(1) 日時：平成13年12月13日 13:30～15:30

(2) 場所：釧路地方合同庁舎 5階 共用第1会議室

(3) 出席者

湿原利用委員：新井委員、岩淵委員、串崎委員、佐藤委員、相馬委員、高山委員長、橋委員、西川委員、渡部委員

オブザーバー：名塚環境政策課長（釧路市）、小野口商工観光課長（釧路町）、小野寺企画振興室長（標茶町）、本間企画振興課長（弟子屈町）、渋谷商工観光課長（鶴居村）

(4) 議事概要

トイレ等の問題について

- アンケート調査においてトイレの設置要望は、利用客の多いカヌーポート細岡駅・美留和橋に多く寄せられている。
- 釧路川の自然環境や周辺景観を保全する観点から、カヌー利用者には既存のトイレ使用や、事前にトイレに行ってもらふ事を啓発し、新たな施設（トイレやカヌーポート等）の整備を避ける方法も検討する必要がある。
- すでにあるトイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供し、既存のトイレの活用を促進する必要がある。
- カヌーの乗降箇所にゴミの投げ捨てが目立つので、看板等を設置してマナー向上を図るべきである。
- トイレ設置を議論する以前に、利用者の自然利用に対する意識改革（自己責任、自己管理）が必要ではないか。
- トイレ、駐車場整備については関係機関とも連携しながら釧路川全体で考える必要がある。
- 美留和橋は利用者の実態からカヌーポートや駐車場等がないので、環境を保全する施設が必要である。

カヌー利用実態とタンチョウへの影響調査について

- 今回の調査時期は8～10月であり、タンチョウの繁殖期である5～7月の影響に関する情報が必要である。
- タンチョウに対する影響はカヌー利用者よりも釣り利用者の方があのではないか。釣り利用者のマナー向上を図る必要がある。

(5) 第5回利用小委員会の共通認識（カヌー利用におけるトイレ・ゴミ問題についての共通認識）

- 釧路川及び釧路湿原に設置されている既存トイレの活用を促進するため、既存トイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供する必要がある。
- 利用マナーの向上を図るため、カヌー乗降箇所にはゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置すべきである。
- 利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。

## 2 「湿原利用小委員会」の開催経緯と今後の方針について

### 2-1. 小委員会の開催経緯

#### 湿原利用小委員会(参考資料参照)

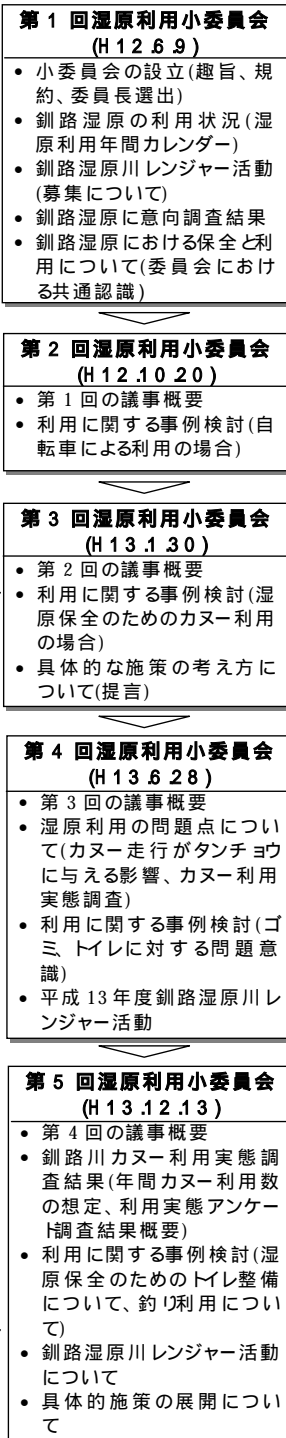
##### (目的)

- ・ 利用と湿原保全・管理のあり方について意見交換を行う。
- ・ 地域住民、利用者、関係機関の連携、協調、協力関係の構築。

##### (設立趣旨)

- ・ 利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関する提言を行う。

#### 開催経緯



#### 検討結果(得られた結果)

・ 各関係機関(釧路開建、国立公園自然保護事務所、温根内ビジターセンター、塘路湖ビジターセンター、釧路湿原ボランティアレンジャーの会、釧路教育局、釧路市教育委員会生涯学習センター、釧路市環境部環境政策課、釧路市立博物館、鶴居村、標茶町)が湿原で開催している行事(平成11年度開催行事及び平成12年度行事予定の年間カレンダーと行事実施箇所図)

・ 「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」の施策8~12を利用小委員会で議論・了承

・ 釧路川における年間カヌー利用数(想定値)、釧路川カヌー利用実態調査結果

**課題**

今回のカヌー利用実態調査は、釧路川での具体的なカヌーの利用実態(利用回数、利用区間、営業状況等)を把握するために実施した。その結果、主にカヌー利用が多い区間である塘路から細岡間にかけて、タンチョウが目撃されており、その場合、「その場でじっとしていた」、「しばらくじっとして飛んでいった」、「逃げた」などの回答があった。別寒辺牛川の調査結果より、「その場でじっとしていた」はタンチョウが警戒行動をとっており、「しばらくじっとして飛んでいった」は警戒行動から逃避行動に移り、「逃げた」は逃避行動をとっているものと推察できる。なお、今回の調査では、タンチョウの行動を詳細に把握するところまでには至っていないことから、タンチョウの行動が意味する詳細な結果を把握するためには、専門家の助言を得ながら調査を行う必要がある。

#### 小委員会の共通認識

・ 湿原内における既存の自転車道路の利用実態や地域の要望等を把握・吟味する必要がある。

・ 自転車利用については、動植物への影響を把握するなど自然環境に配慮したルール・マナーづくりが必要である。

・ 環境教育の観点から周辺の自然環境や利用上のルール等、利用者への情報提供が必要である。

・ 釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。

・ カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。

・ カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。

・ カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。

・ 流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。

・ カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。

・ 湿原利用者のモラル向上を図るため、利用にあたって必要な情報提供を行う必要がある。

・ 細岡カヌーポートなど頻繁に利用されている場所には、トイレの設置が必要である。

・ トイレ設置について議論できる組織を立ち上げる必要がある。

・ 釧路川及び釧路湿原に設置されている既存トイレの活用を促進するため、既存トイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供する必要がある。

・ 利用マナーの向上を図るため、カヌー乗降箇所にはゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置すべきである。

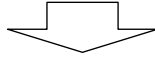
・ 利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。

「専門家等も含む」  
「総合的な判断」

## 2-2. 今後の方針

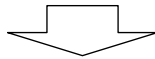
- 第1回～第3回まで -

「利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関する提言を行う場」



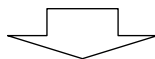
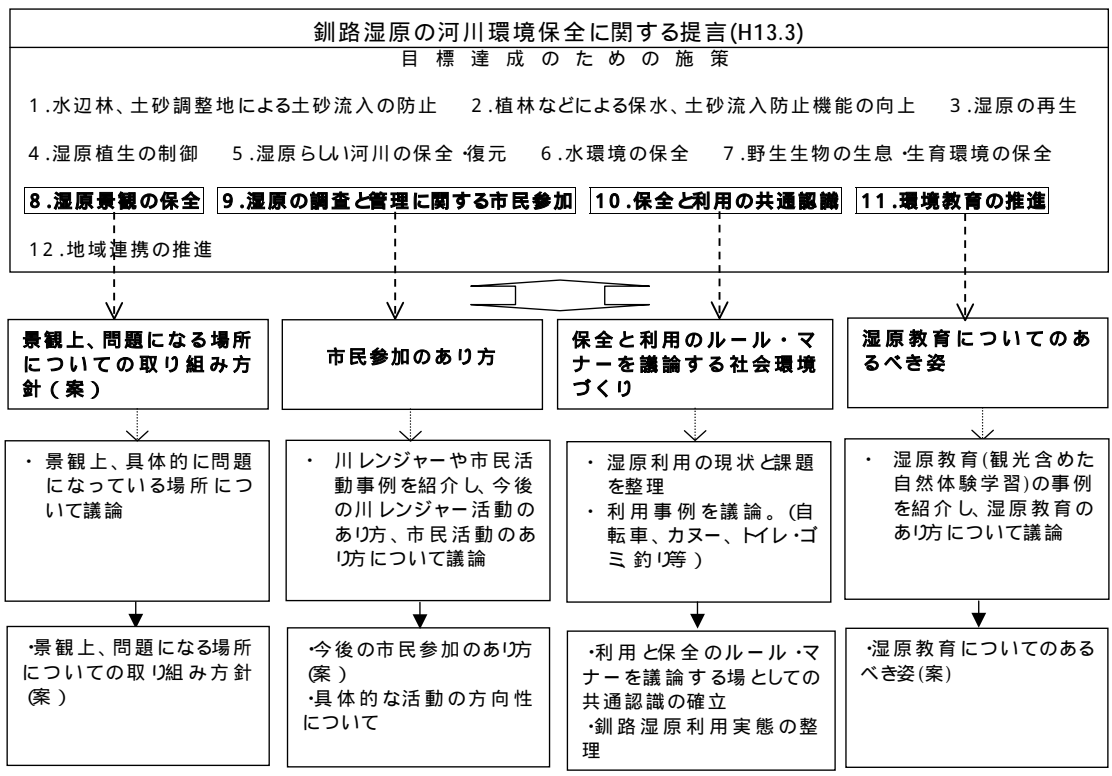
- 第4回～第5回まで -

「釧路湿原の保全と利用のルールをつくるための共通認識を醸成する場」

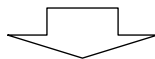


- 今後も -

「利用面からみた釧路湿原の河川環境保全・管理に関して議論を行っていくが、特に、景観上問題になっている場所についての取り組み(施策8)、調査と管理に関する市民参加(施策9)、ルールづくりのための共通認識(施策10)、湿原教育についてのあるべき姿(施策11)に関し、利用面からみた方向性を議論する」



利用小委員会の意見として「釧路湿原の望ましい利用のあり方(共通認識の行動方針(案))」をとりまとめる



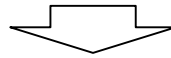
実現化に向け、「本委員会」、あるいは「釧路湿原タスクフォース」に報告・行動の連携



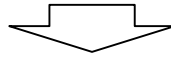
## 2-3.平成 14 年度以降の利用小委員会の検討事項

平成 14 年度は、2 回開催するものとする。以下に今後の開催概要を示す。

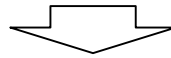
第 6 回湿原利用小委員会(H14 年 8 月 20 日)
・現地視察(塘路～達古武沼木道～細岡カヌーポート) ・湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針(第 1 回～第 5 回) ・釣り利用実態調査方針(案)



第 7 回湿原利用小委員会(H14 年 11 月上旬)
・釧路湿原の望ましい利用のあり方(自転車、カヌー、トイレ等) ・釣り利用実態調査結果概要



・ <b>環境教育の推進について</b> ・ 観光含めた自然体験学習利用についての共通認識と行動方針
・ <b>湿原景観の保全について</b> ・ 景観上問題になる場所の取り組みについての共通認識と行動方針
・ <b>湿原の調査と管理に関する市民参加について</b> ・ 今後の市民参加のあり方や具体的な活動方針についての共通認識と行動方針



釧路湿原の望ましいあり方(共通認識の行動方針) 各施策の展開について 本委員会、タスクフォースに報告・行動の連携
--

### 3. 湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針

#### (1) 利用情報の提供について

##### [共通認識]

- 環境教育の観点から周辺の自然環境や利用上のルール等、利用者への情報提供が必要である。(第1回)

##### [今後の方向]

- 利用情報(湿原内の動植物分布状況、各種利用場所・利用ルート、景観ポイント、川レンジャー等の活動状況、環境学習利用場所・内容、イベント開催状況、利便施設位置・期間、法令指定状況、カヌー禁止区間・公園内の行為などの利用規則・規制等)を1枚の図面に整理した「湿原利用と保全マップ」を小委員会で作成する。
- 優れた自然を学習する資料の作成。
- 利用施設の整備(散策路、アクセス路等)の必要性について小委員会で検討する。

#### (2) 湿原周辺の自転車利用について

##### [共通認識]

- 湿原内における既存の自転車道路の利用実態や地域の要望等を把握・吟味する必要がある。(第2回)
- 自転車利用については、動植物への影響を把握するなど自然環境に配慮したルール・マナーづくりが必要である。(第2回)

##### [今後の方向]

- 湿原内の自転車利用について小委員会としての方針を検討する。
- 湿原周辺のサイクルネットワークのルートを整理し、利用者への情報提供を行う。

#### (3) カヌー利用実態とタンチョウへの影響調査について

##### [共通認識]

- カヌー利用によるタンチョウに与える影響を調査する必要がある。(第4回)
- 湿原利用者のモラル向上を図るため、利用にあたって必要な情報提供を行う必要がある。(第4回)

##### [今後の方向]

- カヌー利用がタンチョウに与える影響調査について、専門家等も含めて総合的な判断を行う。
- 湿原利用とタンチョウの保全を考慮し、タンチョウの生息環境に関する情報提供を行う。

#### (4) カヌー利用に関する規則・制度について

##### [共通認識]

- 釧路川でのカヌー利用の実態を把握する必要がある。(第3回)
- カヌー利用による自然環境に与える影響を調査する必要がある。(第3回)
- カヌー業者のルール・マナーの向上のため、関係市町村が共通した規制をつくる必要がある。(第3回)
- カヌー利用にあたっての必要なルール・マナー等の情報を提示する必要がある。(第3回)

##### [今後の方向]

- 「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」を小委員会・カヌー利用者等で作成する。

#### (5) トイレ、ゴミ問題について

##### [共通認識]

- 細岡カヌーポートなど頻繁に利用されている場所には、トイレの設置が必要である。(第4回)
- 釧路川及び釧路湿原に設置されている既存トイレの活用を促進するため、既存トイレの場所や使用可能な期間等の情報を提供する必要がある。(第5回)
- 利用マナーの向上を図るため、カヌー乗降箇所にはゴミの投げ捨て禁止等の看板を設置すべきである。(第5回)
- 利用者の自然利用に対する自己責任、自己管理等の意識改革を働きかけることが先決である。(第5回)

##### [今後の方向]

- トイレ設置等については、小委員会の方針を定める。
- 小委員会で議論するため、トイレ及びゴミ問題の現状を具体的に整理する。(トイレ利用状況・清掃活動状況の調査や現地確認を行う。)
- 既存のトイレ設置箇所等の情報を利用者に提供する。

#### (6) 流域が連携した取り組みについて

##### [共通認識]

- 流域全体のカヌー利用について議論できる組織づくりが必要である。(第3回)
- トイレ設置について議論できる組織を立ち上げる必要がある。(第4回)

##### [今後の方向]

- 「釧路湿原タスクフォース」の中で、カヌーやトイレについての議論を行う。

「湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針」について各委員からの意見

\_\_\_\_\_ :変更点

項 目	各 委 員 の 意 見	今 後 の 方 針 ・ 修 正 方 針
1. 現地視察について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 湿原を川から見ることも必要である。</li> <li>• 次回以降、小委員会において、委員をカヌーに乗せて現地視察を行ってはどうか。</li> <li>• 現地の課題を議論する場合、視察箇所のビデオや写真を会場で見せることが有効である。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• カヌーによる現地視察を今後検討する。</li> <li>• 当日、現地のビデオ、写真を会場で映し出す。</li> </ul>
2. 今後の運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当小委員会とは別に共通認識を得るような議論の場が必要である。</li> <li>• 環境教育などテーマ毎に専門家等が幅広く集まって議論する必要がある。</li> <li>• 問題点の認識からそれを解決するまで議論を持っていかなければならない。</li> <li>• 提言の施策 8 から 11 について、小委員会で大いに議論すべきである。</li> <li>• 問題の認識を深め、解決に向け発展させるための別組織の設置や、ミニ講演会等を開催してはどうか。</li> <li>• 小委員会として出来ることから実現させていくことが必要である。</li> <li>• 行政の共同の事務局を設置すべきではないか。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用小委員会の運営は、必要に応じてテーマ毎に分科会、専門委員会等を設置し、具体化に向けて議論を進める。</li> <li>• 分科会等のメンバー構成は、利用小委員会委員の他に専門家、NPO等の協力を得られるようにする。</li> </ul>
<p>3. 湿原の利用と保全に関する共通認識と行動方針について</p> <p>(1) 利用情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用情報(湿原内の動植物分布状況、各種利用場所・利用ルート、景観ポイント、川レンジャー等の活動状況、環境学習利用場所・内容、イベント開催状況、便利施設位置・期間、法令指定状況、カヌー禁止区間・公園内の行為などの利用規則・規制等)を1枚の図面に整理した「湿原利用と保全マップ」を小委員会で作成する。</li> <li>• 湿原の見せる場所と保護(規制)する区域を明確にする必要がある。</li> <li>• 利用と保全のマップは、図等の表現を分かりやすく工夫すべきである。</li> <li>• 保全と利用の情報を統一したマップを作ることは大切なことである。マップ作成にあたっては湿原ガイドの声も聞く必要がある。</li> <li>• 地域の方に自分の住んでいる所の良い点を理解してもらうことも大切である。</li> <li>• 日常生活の中でつきあってきた湿原利用が、ラムサール、国立公園の指定で、地域の人々がどう受け止めているか、湿原の大切さが十分伝わっているだろうか？地域の湿原保全の認識を高めることが必要である。</li> <li>• 利用マップ作成は小委員会で議論する。地域の素材に目を向けて、生物とのかかわりを持って、認識を深められるような内容にすることが必要である。</li> <li>• ルール以前に利用が先行している。利用と保全マップは以前から考えていたが良いと思う。</li> <li>• ルールを守る大切さを明確にすることからも、利用マップ作成は重要である。</li> <li>• 釣り人はどこまでも入ってくるので制限が必要である。情報提供と規制をしっかり行うべきである。</li> <li>• 雪裡川から湿原に入る人々をそのまま野放しにできない。指導と理解を求める行為(時期と生物(タンチョウ)、人の侵入と湿原環境の影響(特別保護地区)等)が必要である。利用マップ作成は、規制・協力と理解・届出を得る必要性のある地域・生物について関係機関が連携(環境省、国交省等)しながら整理する必要がある。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用と保全のためには、利用のための情報提供と保全すべき所を規制する方向で考える。多くの人に湿原を見てもらうためには利用と保全マップの作成が最良の方法であり、早急に作成する。</li> <li>• 利用と保全マップ作成のためのメンバーは、各分野の専門家やNPO等の方で構成する。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用情報(湿原内の動植物分布状況、各種利用場所・利用ルート、景観ポイント、川レンジャー等の活動状況、環境学習利用場所・内容、イベント開催状況、便利施設位置・期間、法令指定状況、カヌー禁止区間・公園内の行為などの利用規則・規制等)を1枚の図面に整理した「湿原利用と保全マップ」を早急に作成する。</li> <li>• 「湿原利用と保全マップ」作成にあたり分科会を設置する。</li> <li>• 分科会のメンバーは、各分野の専門家やNPO等の方で構成する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優れた自然を学習する資料の作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 副読本等を作成し、地域教育の中で取り組んではどうか。まとまったもの(資料、考え方)が必要である。現在は、管理型教育(行かせない、やらせない)が中心で、川や海での遊びが受け止められていない。自然と親しむことは危険と隣り合わせであることも含めて教える必要がある。教育レベルで取り組むべき。地域の財産(自然)を見せ合う(交流)ことが大切である。</li> <li>• 学習資料の内容は大人も子どもも楽しめる内容とすべきである。</li> <li>• 海と山、湿原の自然を入れた交流学習が必要である。自然の大切さを知れば、保全への感情が芽生え、約束を守る、相手に教える等の行動につながるのではないか。</li> <li>• 副読本等は、地域財産を知らせることが大切であり、教育関係者と協力して行ってはどうか。これらは、教育者だから出来るものではない。教育研究所等の実務者の意見を聴く必要がある。多くの人が利用する場合を考慮し、写真、図等を中心とした内容で、教育者を含めて分野別に検討する必要がある。</li> <li>• 環境教育をレクリエーションと見ている場合も見受けられる。</li> <li>• 川レンジャーの方が友人を連れて行く等、広がりを作る必要がある。</li> <li>• 総合学習の一環として、土・日に子どもがガイドすることは考えられないか。(来る人にポイントで行う。最小限の知識を持たせる。生物に目を向ける)</li> <li>• 自然学習や利用施設整備については専門家の意見を聞くべきである。</li> <li>• 釧路湿原を環境教育の総合学習の場とし、その学習資料(事前、実践、事後のカリキュラムと単位など)をセットとして作成すべきである。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用と保全に関する情報を提供するためには、湿原に関する様々な情報を提供する必要がある。そのためには、子どもから大人まで楽しめる内容で、総合学習や子どもガイドのテキストとしても利用できるような学習資料を早急に作成する。</li> <li>• 学習資料作成のためのメンバーは、釧路教育研究所等の専門家や地域のガイドの他、環境教育に知識がある方等で構成する。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもから大人まで楽しめる内容で、総合学習の授業や子どもガイドのテキストとしても利用できるような学習資料の作成。</li> <li>• 学習資料の作成にあたり分科会を設置する。</li> <li>• 分科会のメンバーは、釧路教育研究所等の専門家や地域のガイドの他、環境教育に知識がある方等で構成する。</li> </ul>

項 目	各 委 員 の 意 見	今 後 の 方 針 ・ 修 正 方 針
<ul style="list-style-type: none"> <li>利用施設の整備(散策路、アクセス路等)の必要性について小委員会で検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>細岡展望台へ通じる道路の整備と排気ガス等の問題解決、大型バス等の利用の必要性和道路整備、コッタロ湿原へのバスの乗り入れ等、湿原観光を考える必要がある。</li> <li>湿原の保全是保障されたものでない。今後、色々なことを考えていく必要がある。</li> <li>細岡から岩保木までの道路整備と景観を市民に提供できないか。</li> <li>自然学習や利用施設整備については専門家の意見を聞くべきである。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全の観点を明確にした上で湿原利用(観光)について、今後、専門家を含めて小委員会の中で議論する。</li> <li>施設整備等の具体化に向けた議論はタスクフォースで行う。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湿原保全と利用施設の整備(散策路、アクセス路等)の必要性について、小委員会で検討する。</li> <li>利用施設整備の実現化に向けた必要な議論をタスクフォースで行う。</li> </ul>
(2) 湿原周辺の自転車利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>湿原内の自転車利用について小委員会としての方針を検討する。</li> <li>湿原周辺のサイクルネットワークのルートを整理し、利用者への情報提供を行う。</li> </ul>	
(3) カヌー利用実態とタンチョウへの影響調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>カヌー利用がタンチョウに与える影響調査について、専門家等も含めて総合的な判断を行う。</li> <li>湿原利用とタンチョウの保全を考慮し、タンチョウの生息環境に関する情報提供を行う。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タンチョウの専門家等も含めて総合的な判断を行う。</li> </ul> <p>(行動方針の修正事項)</p> <p>変更なし</p>
(4) カヌー利用に関する規制・制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」を小委員会・カヌー利用者等で作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥とカヌー・釣りのグループと話し合ってはどうか。(規制よりも自己判断制御)</li> <li>カヌー利用と利便施設(アクセス、カヌー運搬等について天竜川等の川利用の例)の事例を調べてみてはどうか。また、マナーと罰則(アメリカ等の例)の事例も調べてみる必要がある。</li> <li>カヌー・釣り利用等、川はどうあって、どう利用するのかその根本を考えなければならない。</li> <li>自然を利用(カヌー等)するのに施設はいらないと思う。</li> <li>達古武沼は利用水面の規制をしている。(木道はどうか。川から沼に入る人もいるが、オジロワシの餌場となっている。)また、湿原周辺に点在している沼毎に利用の仕方が違っている。</li> <li>自分の都合身勝手が多い社会風土が背景にある。国立公園、河川区域の網の中で規制が必要である。</li> <li>標茶町ではカヌー利用料を設定している。入漁料も考える必要があるのではないか。このような問題を釧路川流域全体で連携して考えていかなければならない。</li> <li>カヌー禁止区間等の決定は、この委員会だけでは決められないのではないか。</li> <li>カヌー業者に認定許可書等の制度を検討しても良いのではないか。</li> <li>カヌー利用に関する規制・制度については、北海道でアウトドア認定制度という制度ができていて、その制度等も含みながら、利用規制や制度を検討する必要がある。</li> <li>もっと頻繁に、カヌーによる川のパトロールを行ってはどうか。</li> </ul> <p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者を含めた分科会を設置して「湿原利用ルールガイドライン」の作成について検討する。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「釧路川カヌー利用ルールガイドライン」を小委員会・カヌー利用者等で作成する。</li> <li>ガイドライン作成にあたり分科会を設置する。</li> <li>分科会のメンバーは、自然環境の専門家やカヌー利用者、関係機関等で構成する。</li> </ul>
(5) トイレ・ゴミ問題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ設置等については、小委員会の方針を定める。</li> <li>小委員会で議論するため、トイレ及びゴミ問題の現状を具体的に整理する。(トイレ利用状況・清掃活動状況の調査や現地確認を行う。)</li> <li>既存のトイレ設置箇所等の情報を利用者に提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの問題から逃げないこと。湿原を利用することとトイレの問題は同じことである。トイレ設置にあたりバイオトイレ等の工夫が必要である。</li> <li>細岡展望台、歩道(木道)、トイレの設置等、維持管理が重要である。</li> <li>鶴居から弟子屈までトイレが無く、年寄りのためにルートを変えて観光ツアーを運行している。(必要な箇所へトイレを設置する必要があるのではないか)</li> <li>湿原廃棄物が目に付く。地元の力で何とかしたいが、現在の河川清掃も断片的である。</li> <li>利用者が自己責任をとれるようにする必要がある。</li> <li>トイレの維持管理や啓発の面から考えて、有料トイレの設置なども検討すべきである。</li> <li>トイレの設置箇所は融雪期の増水の影響がないところに、設置すべきである。</li> <li>トイレの設置には流域全体で検討すべきであり、またトイレの利用は、例えば期間を決めて使用できるようにするなど工夫してはどうか。</li> </ul> <p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ設置については、小委員会で方針を定め、実現させるべきである。</li> <li>利用者の自己責任の意識改革を働きかけるためにも、既存トイレ設置等の情報提供を行う必要がある。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ設置等については、小委員会の方針を定める。</li> <li>小委員会で議論するため、トイレ及びゴミ問題の現状を具体的に整理する。(トイレ利用状況・清掃活動状況の調査や現地確認を行う。)</li> <li>利用者の自己責任の意識改革を働きかけるためにも、既存のトイレ設置箇所等の情報を利用者に提供する。</li> </ul>

項 目	各 委 員 の 意 見	今 後 の 方 針 ・ 修 正 方 針
(6) 流域が連携した取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>「釧路湿原タスクフォース」の中で、カヌーやトイレについての議論を行う。</li> <li>音別、キナシベツ、霧多布と釧路湿原を広域的に連携させる必要がある。タンチョウの分布も広域になってきている。</li> <li>各種行事をそれぞれがやった!行った!(自分の宣伝)で終わっている。個々の行事を連携して行っているかどうか。</li> <li>上流も含めてどこからゴミが来るのか知るべき。(ゴミ~人間、生物絶滅)湿原の大掃除を行って達成感を醸成し、そのことを知ってもらい動きも必要である。(シンポ、ミニ講演)関わりを子供、家族等に広げる。</li> <li>タンチョウのいる場所に旅行者を連れていくことが行われている。湿原保全が旅行・経済優先になっていないか。業者が一致して議論・対応する必要がある。</li> <li>地域連携が大切である。(ゴミ、情報、利用者のルールと連携)</li> <li>霧多布湿原の活動が活発である。解決策、観光、協力を一体となって連携して行っている。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域連携を促進する必要がある。そのためには、湿原ミニシンポジウム等の行事を流域市町村が連携し行うことが必要である。</li> </ul> <p>(行動方針(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「釧路湿原タスクフォース」の中で、カヌーやトイレについての議論を行う。</li> <li>流域連携を促進するため、<u>湿原ミニシンポジウム等の行事を流域市町村が連携して開催する方向で検討する。</u></li> </ul>
4. 釣り利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>釧路川の釣りには、ライセンス制を導入する方法も検討すべきである。</li> <li>釧路川の産卵床の減少によって、魚数が減少傾向にある。そのため産卵床の再生を図る河川工事を行ない、魚数の回復をはかるべきである。</li> <li>サケ・マスが全面禁漁になっていることが、問題である。</li> <li>釧路川で捕獲しているサケ・マスの一部を上流まで遡上させて、自然産卵を行わせて、自然回復を図るべきではないか。</li> <li>サケ・マス釣りを一部解禁させることにより、地域観光に役立つと思う。</li> <li>サケ・マス釣りルールとして、釧路川の産卵域(上流)と湿原内(下流)を禁止区間とし、中流域は釣り利用可能区間としてはどうか。</li> <li>イトウが多く生息できる環境に再生させたい。</li> <li>釣り人がよく利用する箇所を記入する地図に、チルワツナイ川は入れないのか。</li> <li>釣り人が入っている痕跡をよく見かける。</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>釣り利用に関する規制・制度の必要性については、今後、小委員会の中で議論する。</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会のチラシを市民が気軽に見られるようにするべきである。(広報誌に掲載、学校等に配布)</li> </ul>	<p>(委員意見による今後の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会チラシの配布方法について検討し、配布を実施する。</li> </ul>

## 4 . 釣り利用実態調査について

### 4- 1 . 釣り利用に関する問題点の整理

平成 10年度実施 釧路湿原に関するアンケート調査」において住民が指摘した問題点

- ・ゴミの放置 (釣り餌の容器など)。
- ・釣りによる魚の減少。
- ・釣り人の踏み道ができてしまっている。
- ・サクラマス、サケ等の密漁の横行。



平成 13年度実施 釧路川カヌー利用実態調査」における回答者の意見

- ・カヌーイストよりもキャンパー、釣り人のマナーが悪い。よって、それら(キャンパー、釣り人)の調査も必要なのではないのか。
- ・湿原に上陸しているカヌーを見たことはない。釣り人にもアンケートお願いしたい。
- ・カヌーイストによるゴミや、自然破壊、野生生物への悪影響は、見たことも感じた事もない。マナーの悪さという点では、釣り人が一番だろう。
- ・カヌー利用者のみではないが、釣り人等が様々なゴミを捨てている事がある。タバコや小さな物が多いが、川の汚染につながる事も考えられる。
- ・釣り人がマスシーズンには平気で右岸側に多人数が入り込んでいるのが気になる。



第 5 回湿原利用小委員会における委員の意見

- ・タンチョウに対する影響はカヌー利用者よりも釣り利用者のほうがあるのではないかと。釣り利用者のマナー向上を図る必要がある。



釧路川及び釧路湿原周辺の釣り利用実態を把握する事が必要である。

## 4-2.釣リ利用実態調査方針(案)

### (1)調査目的

釧路川及び釧路湿原周辺で活動している釣リ人のルール・マナーに関する意識調査を行い、「釣リ」利用に関する問題点・課題を抽出し、釧路湿原の望ましい「釣リ利用」のあり方についての共通認識の確立を図ることを目的とする。

### (2)調査対象(128団体・事業者)

- 釧路川及び湿原周辺を利用している釣リクラブ・サークル(5団体)
  - 釧路川及び湿原周辺においてフィッシングガイドを行っている事業者(8社)
  - 釧路川及び湿原周辺において自然ガイド・カヌーガイド等を行っている事業者(47社)
  - 釧路川及び湿原周辺において自然保護・カヌークラブ・地域づくり等の団体(48団体)
  - 釧路川及び湿原周辺を利用している一般の釣リ人(釣具店18社)
  - 釧路川及び湿原周辺における漁業協同組合(2社)
- 巻末の「参考資料」に調査対象として考えられるクラブ・団体及び事業者の一覧を示す。

### (3)調査方針

釧路川及び釧路湿原で活動している釣リ利用者及び利用団体・事業者に対して、郵送によるアンケート調査を行う。アンケート調査の具体的な作業内容を以下に示す。

#### アンケート調査票の作成

詳細は「(4)内容及び調査票(案)の作成」に示す。

#### アンケート送付先リストの作成

送付先リストを作成するため、湿原周辺市町村(釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村)および関係する利用小委員会委員から確認をとる。

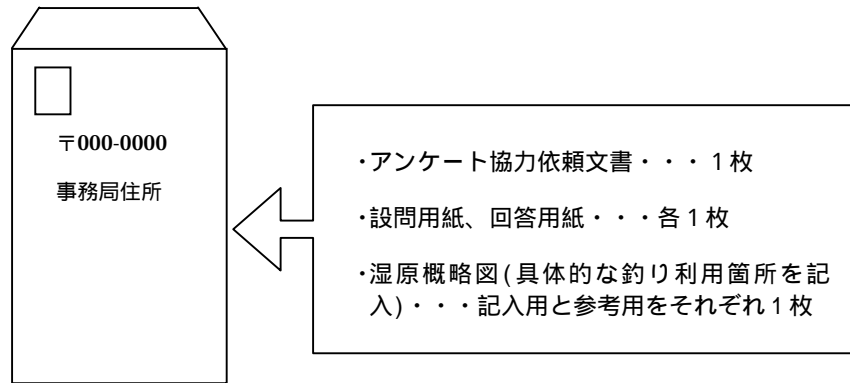
#### 釣リ利用・事業者への依頼文書の作成

アンケート調査の協力依頼文書を作成する。P4-6に「アンケート調査協力依頼文(案)」を示す。



## アンケート調査票の発送

- 1) 「アンケート送付先リスト」に従い、以下の図のような返信用封筒(料金受取人払い)にアンケート依頼文書及び設問用紙と具体的な利用箇所を图示出来るよう「剝路湿原周辺概略図」(記入用と参考用)をそれぞれ1枚ずつ同封する。



## 2) 送付先について

- ・全ての利用団体・グループ、事業者に協力していただけるか予め電話にて確認をする。
- ・送付先リストを整理する。
- ・送付先リストに従い、個別に郵送する。
- ・各カヌークラブには、事前に所属人数分を確認してから代表者にまとめて郵送する。
- ・一般利用者にもアンケートに協力してもらうため、各釣具店(18店)には来店者に持ち帰れるように、調査票一式(返信用封筒ごと)を設置する。(各店100票程度)

## 発送から集計までの期間

発送 :9月上旬(第6回利用小委員会終了後)~10月上旬

集計 :10月中旬

## アンケート調査のとまとめ

- ・調査票に基づき、解析手法(集計方式、グラフ化等)を検討する。
- ・集計結果は表計算ソフトにて行い、集計データは図化する。

(4) 調査内容及び調査票(案)の作成

調査票(案)の作成にあたっては、次の表の内容に基づき設問を作成した。P 4-6に調査票(案)を示す。

表 4-1 設問項目の検討

設問項目 (大項目)	設問 番号	設問項目 (小項目)	把握したい内容
回答者の属性について	1-1 ~ 1-4	回答者の属性	回答者の居住地、性別、年齢、職業などを把握し、属性による回答の違いなどを分析する。
釣り利用の実態について	2-1	利用時期について	具体的な利用時期と捕獲する数・魚種を把握する。
	2-2	捕獲される魚種とその数について	具体的な捕獲される魚種・数を把握する。
	2-3	利用箇所について	具体的な利用箇所を把握する。
	2-4	釣り手法について	具体的な釣りの手法について把握する。
	2-5	魚を釣った後の行動について	キャッチアンドリリースの概念の認識度を把握する。
	2-6	移入種の魚について	ブラックバスなど移入種の捕獲状況を把握する。
釣り利用に関する課題・問題点の現状認識について	2-7	釧路湿原への立入状況について	釧路湿原への具体的な立入状況を把握する。
	2-8	目的地へ入る方法について	目的地への具体的な立入方法及び具体的な立入箇所を把握する。
	2-9	ゴミ問題について	具体的なゴミの処理方法について把握する。
	2-10	釣り人への苦情について	苦情への反応とそれに対する考え方を把握する。
野生動物(タンチヨウ)への影響について	3	-	野生生物(タンチヨウ)へ与えている影響を把握する。
釣りに関する自由回答	4	-	釣りをする目的、また利用促進のための意見・要望を集める。
	5	-	釧路川(釧路湿原)における釣り利用に関する意見・要望を集める。

平成 14 年 9 月 日

クシロ・ロード・クラブ 御中

釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会  
湿原利用小委員会 事務局  
(財)北海道河川防災研究センター  
理事 新庄 興

釣り利用実態アンケート調査への御協力をお願い

拝啓

初秋の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。湿原利用小委員会の開催につきましては、毎回特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、利用面から釧路湿原の河川環境保全・管理について検討を行う「湿原利用小委員会」(主催：釧路開発建設部)を開催し、釧路川及び釧路湿原における望ましい利用のあり方を検討しています。

今回釣りをされている方を釧路川や釧路湿原を利用している大事な利用者の一人として、「釣り」に関する利用実態を把握するとともに利用されている方々の意識調査を行いたいと考えております。

つきましては、日頃釧路川等において釣りをされている方々にアンケートのご協力をいただき、今後の釧路湿原の優れた自然環境を保全しながらより良い利用方策を考えるための参考にさせていただきたいと思っております。加えまして先日お電話で確認させていただいた通り、アンケート一式を送付致します。

何かご不明な点、質問等がございましたら下記の連絡先までお問い合わせ御願ひ致します。ご多忙の折りとは存じますが、何卒、よろしく御願ひ申し上げます。

アンケート(質問・回答用紙等一式) 10部

敬具

【連絡先】

〒060-0042  
札幌市中央区大通西1丁目(第2有楽ビル)  
財団法人 北海道河川防災研究センター  
企画部 江崎、東海林  
TEL 011-222-8141 FAX 011-231-3380

## 釣り利用実態調査アンケート設問内容（案）

### 調査協力をお願い

釧路川及びその支川や釧路湿原のより良い利用のあり方を検討するために、釣りをしている方々の意見・要望を把握するためにアンケート調査を実施することとしました。

アンケート調査での意見・要望は、釧路湿原の優れた自然環境を保全しながらより良く利用していく方策を考えるための参考にしていきたいと考えておりますので、皆様の協力をお願い致します。

- いただいた回答は、全て統計的に処理します。個人的に迷惑をかけた、個人情報が出たりすることは決してありません。
- お忙しいところ誠に恐縮ですが、平成 14 年 10 月 10 日(木)迄に投函下さるようお願い致します。

このアンケートに協力をいただいた方には「釧路湿原国立公園(北海道地図株式会社)」の地図(下記参照)を差し上げます。御希望の方は回答用紙に住所・氏名をご記入下さい。



なお、各設問に対する回答は回答用紙にご記入ください。

1. お答えされる方におたずねします。

1-1. あなたのお住まいはどちらですか。市町村名をご記入ください。

1-2 性別をお答え下さい。

男 女

1-3 年齢をお答え下さい。

10代 20代 30代 40代 50代  
60代 70代以上

1-4 あなたの職業をお答え下さい。

農業 漁業 林業 自営業  
会社員・団体職員・公務員 学生 無職 主婦  
その他

2. 「釣り」利用に関しておたずねします。

2-1. あなたは1年間にどのくらい釧路川及びその支川で釣りをしますか。

(記入例)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
回数	0	0	0	2	5	4	6	10	8	7	0	0

2-2 1回あたりどのような魚が何匹くらい釣れますか。

(記入例)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
釣れる魚(匹)	0	0	0	ウグイ(5)	アメマス(10)	ヤマベ(8) ウグイ(5)	アメマス(10) ウグイ(5)	ヤマベ(8)	サケ(2)	サケ(2) ヤマベ(8)	0	0

( )内には釣れる数をご記入下さい。

2-3. あなたが釣りをする箇所を回答用紙の図上にご記入下さい。(記入例を参考にして下さい。)

2- 4. あなたはどのような手法で釣りをしますか。(複数回答可)

餌釣り

ルアー

フライ

その他( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

2- 5. あなたは釣った魚の処理をどのようにしていますか。

全て放す( キャッチアンドリリース )

魚の種類によっては放す

放す魚:( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

時期によっては放す

放す魚:( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

全て持ち帰る

その他:( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )


2- 6. ブラックバス、ブルーギルなどの移入種を釣ったことがありますか。

釣ったことがある

釣った魚の名称:( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

釣った場所: 回答用紙の図上にご記入下さい。

釣ったことはない

2-7. 下の図 - 1 の  に示す場所で釣りをしたことがありますか。また、そこでは何が釣れますか。

したことがある

行く時期：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

釣った魚：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

したことはない

2-8. 設問2-7において、 と回答された方におたずねします。


 内にはどのようにして入りましたか。入った方法を回答用紙の図上にご記入ください。(記入例を参考にして下さい。)



図 - 1

2-9. ゴミなどのいらなくなったものはどのようにしていますか。

全て持ち帰る

ほぼ持ち帰るが、そのまま置いてくる場合もある

置いてくるゴミ：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

ほぼ置いてくるが、持ち帰る場合もある

持ち帰るゴミ：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

その他：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

2-10. 釣りに対する苦情等を言われたことがありますか。

苦情等は言われたことがない。

苦情等は言われたことがないが、マナーには気をつけている。

苦情等は言われたことはあるが、特に気にしていない。

苦情等は言われたことがあり、マナーには気をつけている。

その他：( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

3 . 釣りをしている際にタンチョウ等の野生動物を見たことがありますか。

ある

ない

「 ある」とお答えされた方は、何を、いつ、どこで見ましたか?また、その時の野生生物はどのような状態でしたか。具体的にご記入ください。

動物の名称 : ( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

時期 : ( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

場所 : ( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

その時の状況 a その場でじっとしていた b 逃げた

c その他 : ( 回答用紙に具体的にお答え下さい。 )

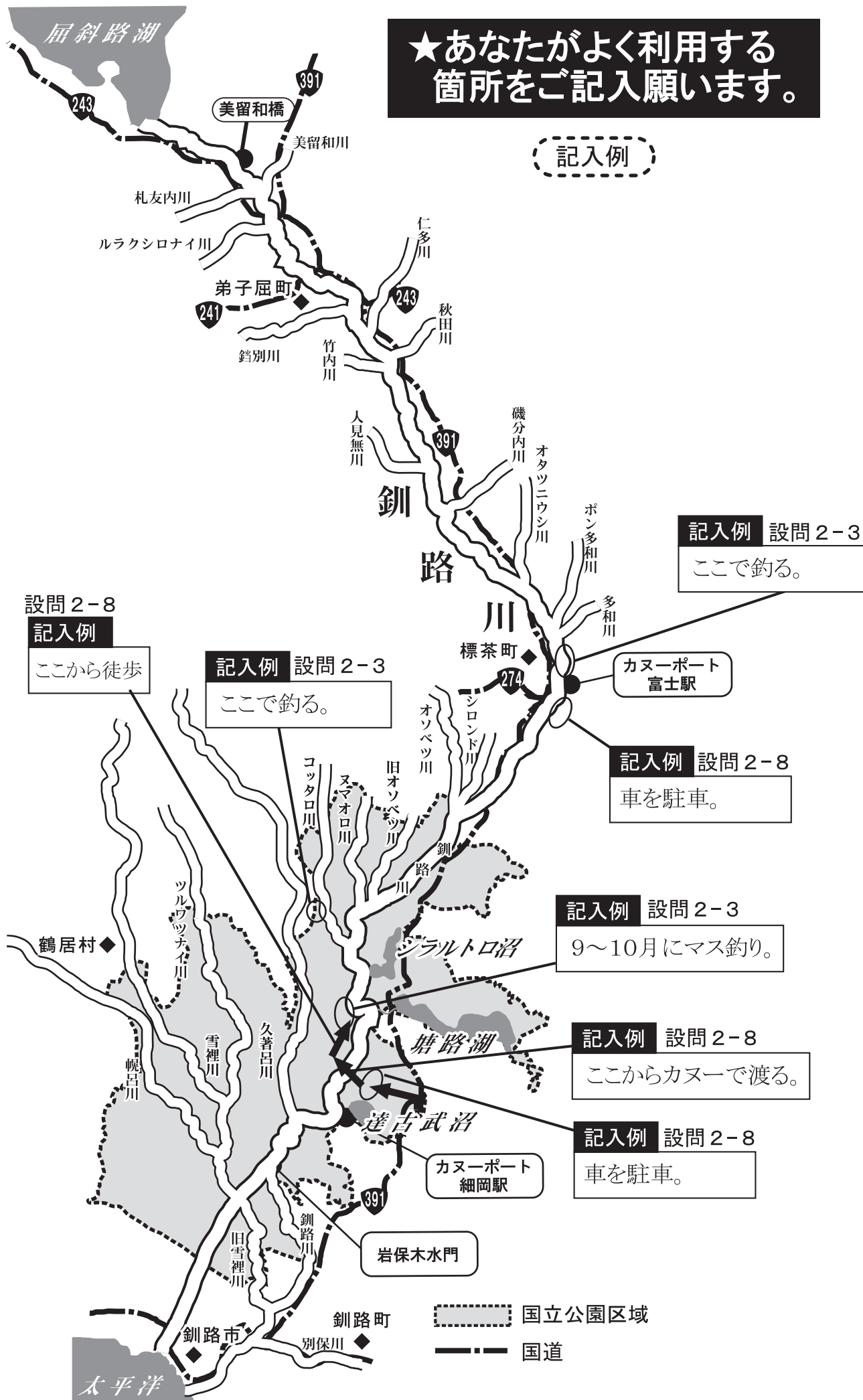
4 . あなたが釣りに行って楽しいと思われる時はどんな時ですか。回答用紙に自由にご記入ください。

5 . あなたが思う釧路川及びその支川や釧路湿原のより良い「釣り」利用のあるべき姿について、意見・要望がありましたら回答用紙に自由にご記入ください。



★あなたがよく利用する箇所をご記入願います。

記入例



( 5 ) 調査工程

今後の工程を以下に示す。

作業項目	7月		8月		9月		10月		11月		12月	1月	2月	3月
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20				
1 関係委員への聞き取り		—												
2 第 6 回利用小委員会の開催(8/20)				—										
3 調査方針の修正				—										
4 調査方法の修正				—										
5 アンケート送付先に電話確認				—										
6 アンケート送付開始					—	—	—							
7 調査結果の整理							—	—						
8 第 7 回利用小委員会で結果報告									—					
9 調査結果を踏まえ、課題を整理									—	—	—	—	—	
10 第 8 回本委員会へ検討結果を提示														—